



【ウェビナー】2026年版世界貿易投資報告

講演3

経済の武器化に対峙する、
通商秩序擁護に向けた同志国連携

日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 国際経済課 北見 創

2026年8月5日



日本貿易振興機構（ジェトロ） 調査部国際経済課 課長代理

北見 創

きたみ そう

- 2009年4月、日本貿易振興機構（ジェトロ）入構。
- 海外調査部アジア大洋州課（2009～2012年）、大阪本部（2012～2014年）、カラチ事務所（2015～2017年）、アジア大洋州課リサーチマネージャー（2017～2020年）、バンコク事務所アジア広域調査員（2020～2024年）を経て、2024年10月より現職。
- 担当業務：経済安全保障、通商政策・WTO・FTA／EPA、グローバルサウス・新興国経済など

2026年版「ジェトロ世界貿易投資報告」の構成

第Ⅰ章 世界と日本の貿易

第1節 世界の財貿易

第2節 世界のサービス・デジタル貿易

第3節 日本の貿易

第Ⅱ章 世界と日本の直接投資と産業動向

第1節 世界の直接投資

第2節 主要国・地域の産業動向

第3節 日本の直接投資と企業動向

第Ⅲ章 世界の通商秩序を巡る動向

第1節 世界の通商政策の最新動向

(1) 2025年以降の通商環境の変化と主要課題

(2) 主要国・地域の通商政策

- 米国
- EU
- 中国
- ASEAN
- BRICS

(3) 経済安全保障のトレンドと企業の対応

第2節 多国間貿易体制の現状と課題

(1) WTOと自由貿易体制

(2) 貿易救済措置の発動状況

第3節 ルールと価値に基づく国際経済秩序の広がり

(1) 世界および日本のFTAの現状

(2) その他二国間・複数国間協定の動き

(3) サステナビリティを取り巻く潮流と日本企業の対応



ジェトロウェブサイト上で、過去のレポートも含め全文ご覧いただけます。
▼詳しくは以下QRコード／URLより▼



<https://www.jetro.go.jp/world/gtir/>

- 2025年の世界の通商政策の動向を概観。
- 主要国・地域の通商政策について、2025年から直近までの流れをポイントを絞って解説。
- 経済安全保障では日本企業のアンケート等から対応など実態を紹介。
- WTOについて第14回閣僚会議（MC14）からWTO改革、紛争解決制度などの論点と潮流を紹介。
- 貿易救済措置では、直近のアンチダンピング、相殺関税、セーフガードについて国・地域や品目別で分析。
- ジェトロのオリジナルデータとしてFTA件数を2026年上期までレポート。最新の発効・妥結・交渉状況や日本企業の活用状況を分析。
- 関心が高まる重要鉱物やデジタルの協力枠組みなどを紹介。
- 下火と見られながら重要性が増すサステナビリティ対応の現在を報告。

講演3：本日の内容

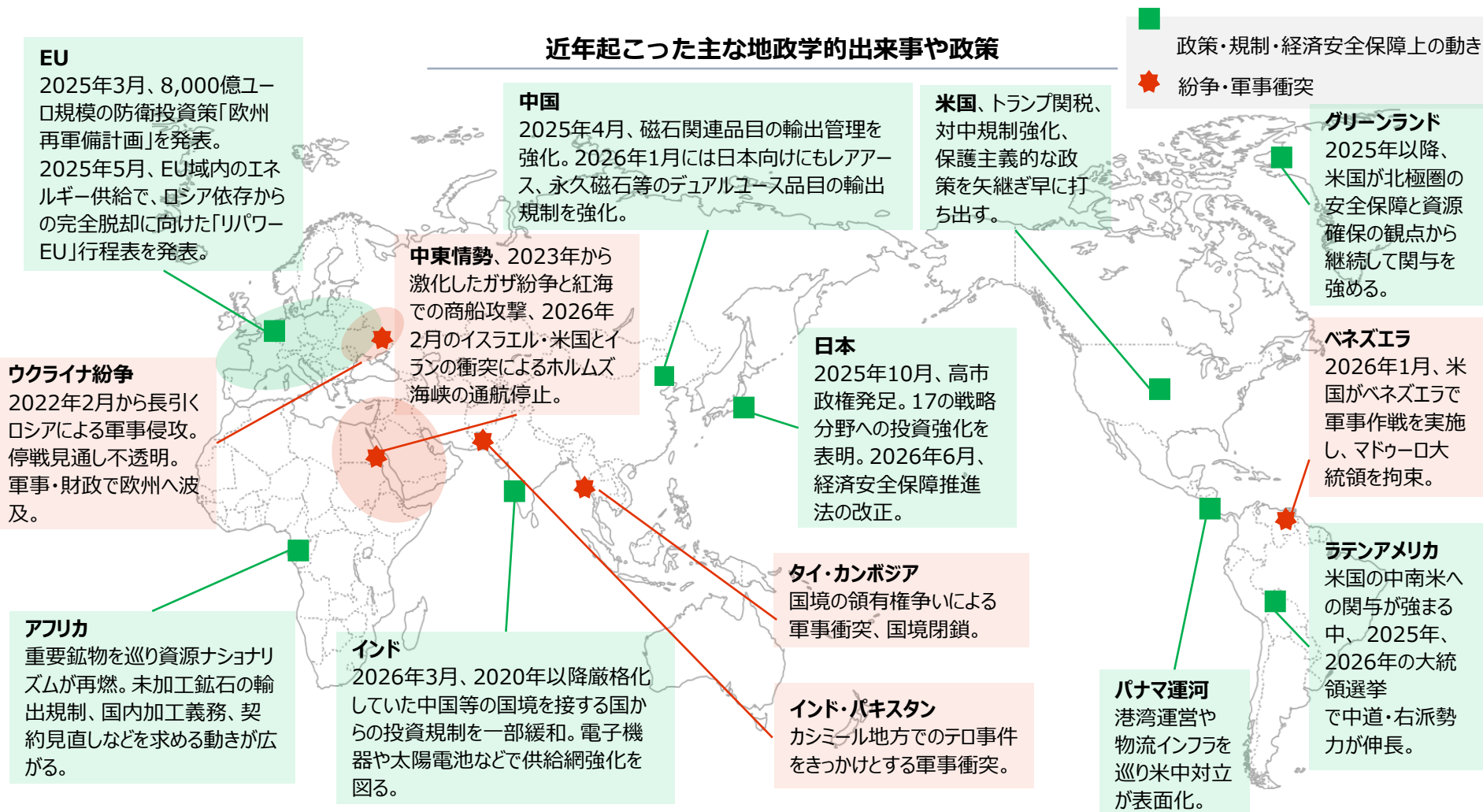
1. 地政学リスクと経済安保：増大する企業への影響
2. 自由貿易ネットワーク構築と分野別連携が進む

(参考) 主要国の通商政策

まとめ

1 紛争と経済安全保障政策が交錯、地政学リスクは多層化

- 各地で紛争・軍事衝突が続く一方、主要国・地域では資源、通商、防衛、投資規制を巡る政策対応が進み、**地政学リスクは多層化・常態化**。



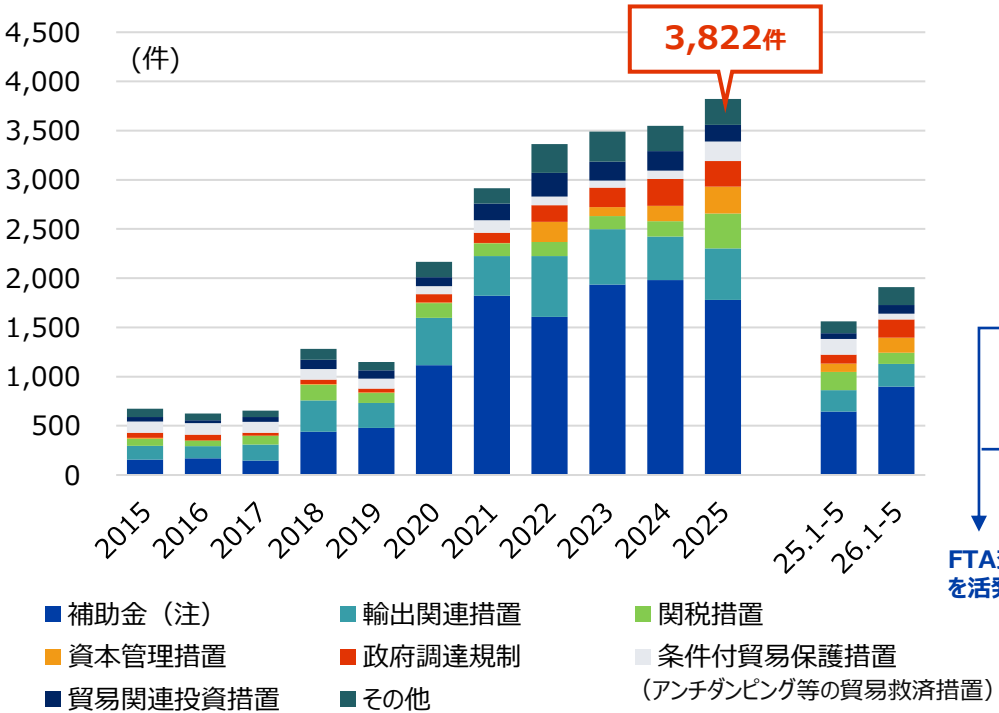
(注) 出来事については全てを網羅したものではない。年の表記がないものは原則2025年の出来事。

(出所) 各種報道等から作成。

2 | 貿易投資阻害措置が拡大、中堅規模の貿易国が連携を進める

- 2025年に世界で導入された貿易・投資を阻害する新たな政策介入は**3,822件**と加速。補助金を中心だが、**関税措置や資本管理措置が増大**。導入件数が最多だったのは米国（552件）で、阻害を被った件数では中国（1,285件）が最多。
- WTOルールを否定する声もあるが、**一定の貿易シェアを有する中堅国・地域でFTAの推進や自由貿易に向けた連携の動き**。

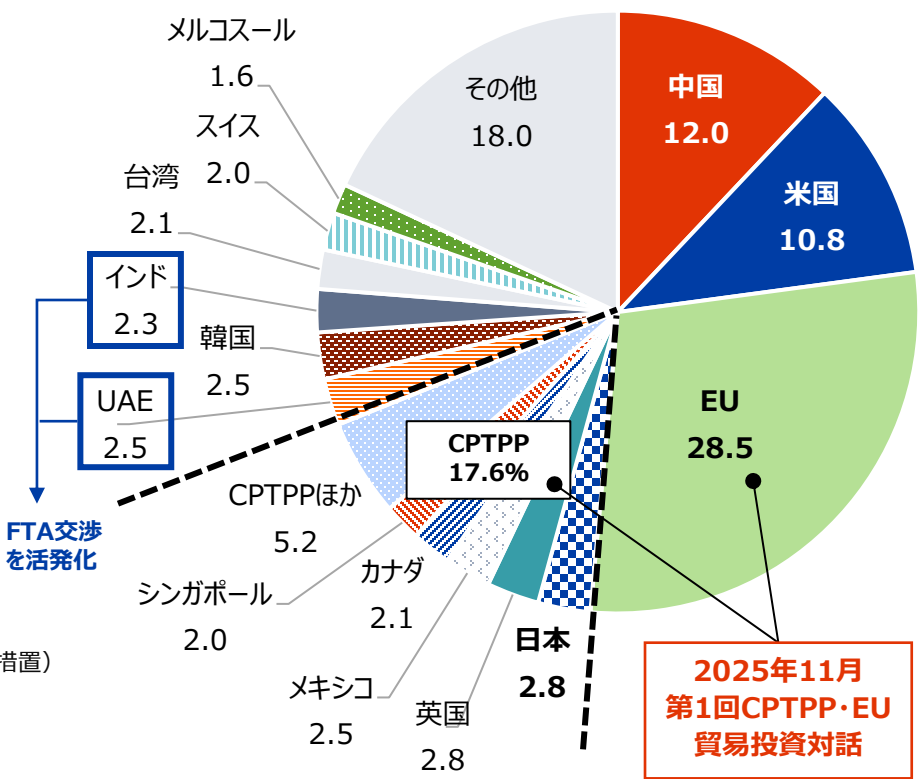
貿易・投資を阻害する新たな政策介入の件数(世界計)



(注) ①国境を越えた商品やサービス、資本の流れを妨げ、相手国に悪影響を及ぼす阻害措置 (Harmful measures) の件数。②輸出補助金は、補助金の項目には含まれず、輸出関連措置に含まれている。③2025年1～5月、2026年1～5月については、カットオフデータを5月31日に設定している (暦年は12月31日)。④2026年6月3日時点の情報に基づく。

(出所) Global Trade Alert, ザンクトガレン貿易繁栄基金から作成

世界貿易に占める各国・地域の構成比 (2025年)

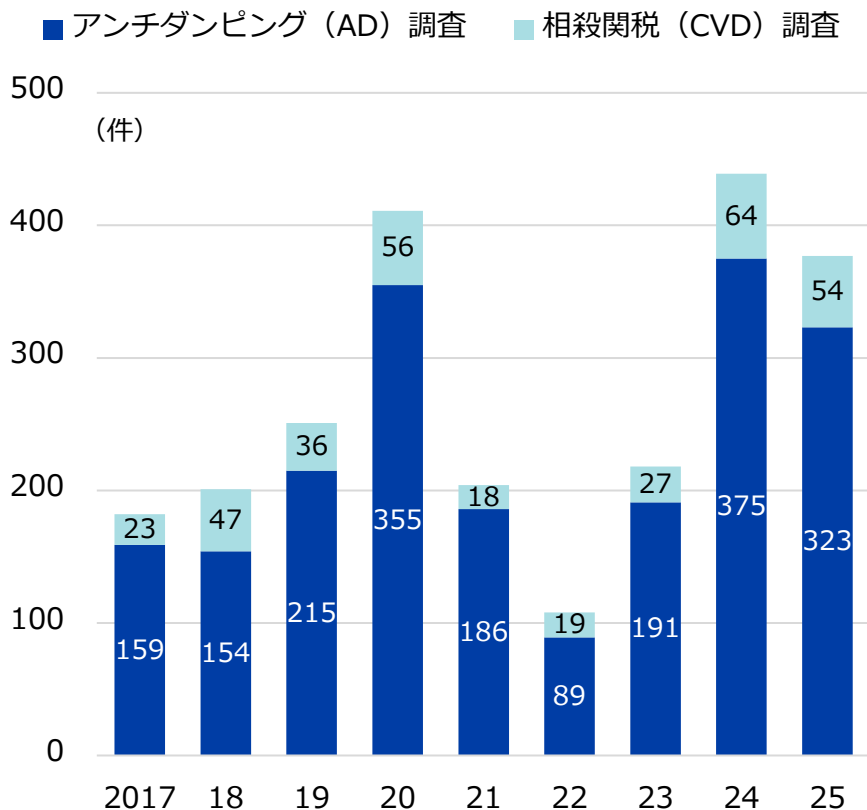


(出所) UNCTAD

3 | 高止まりする貿易救済措置：中国製品への措置が最多

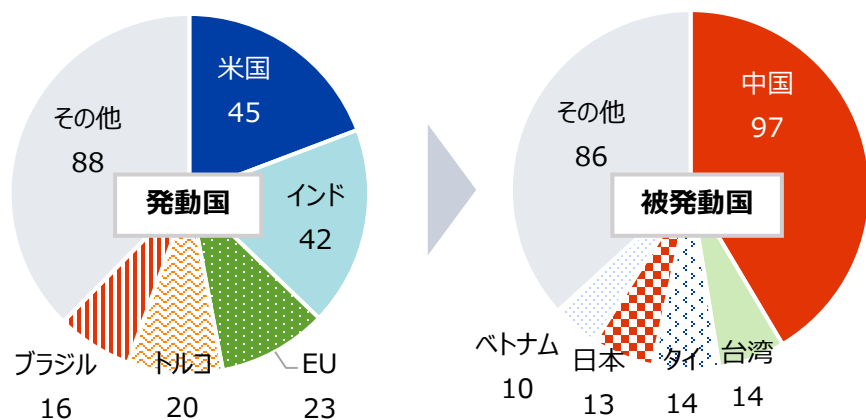
- 2025年のアンチダンピング（AD）、相殺関税（CVD）調査件数は**377件と高止まり**。
- AD発動件数は**前年比8割増の234件**と過去2番目の多さ。CVD発動件数は**41件で過去最多タイ**。AD・CVDとも、米国の発動件数が最多で、対象国は中国が最多。産品別では卑金属や化学工業製品の割合が大きい。

新たに開始されたアンチダンピング（AD）
および相殺関税（CVD）調査件数

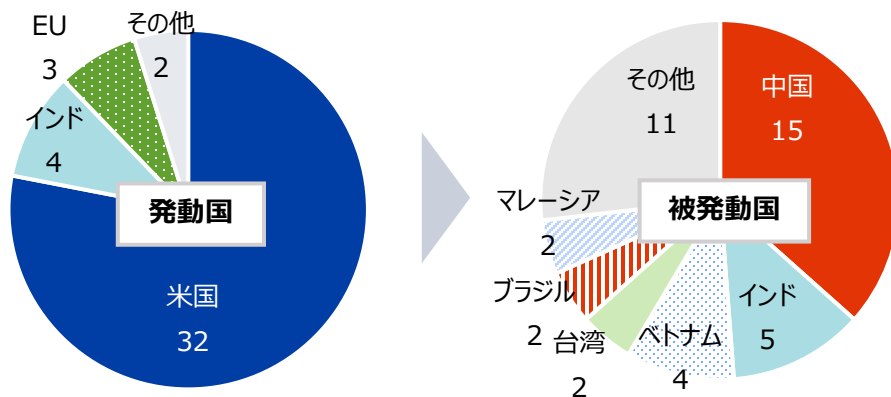


（出所）WTO貿易救済ポータル

2025年に発動されたAD措置（国・地域別）



2025年に発動されたCVD措置（国・地域別）



4 | 米中対立は小康状態に、保護主義的措置は一時棚上げ

- 米中対立は**米国の「関連事業体ルール」**と中国の**「海外レアアース関連品に対する輸出管理」**によって、さらに激化することが危惧されたが、2025年10月の米中首脳会談等を経て、**1年間実施が延期される**こととなった。
- 2026年5月に北京で首脳会談が行われ、9月以降も首脳会談の機会が見込まれるため、各種措置緩和が期待される。



米国側の動き

- 対中関税引き上げ→30%に引き下げ
- 中国企業のエンティティー・リストへの追加
- 半導体製造装置等の輸出管理強化

米中経済貿易協議（ロンドン、ストックホルム、マドリード）

- **9月、新たに「関連事業体ルール」を施行（アフィリエイトルール）**

10月：米中首脳会談（釜山）、米中経済貿易協議（クアラルンプール）

- 11月、関連事業体ルールを**1年延期**



中国側の動き

- 2月にタングステン等レアメタル5種、4月にレアアース7種の輸出管理を強化
- 対米関税引き上げ→10%に引き下げ

- **10月、レアアース等に関する複数の輸出管理措置を公布**（中国産レアアースを0.1%以上含む品目に域外適用）

- 11月、前月発表のレアアースなどに関する輸出管理措置の実施を**1年延期**

5月：米中首脳会談（北京）

➡ 両国関係を「建設的戦略安定関係」として新たに位置付け

今後

- 2026年9月、米国が習主席をホワイトハウスへ招待予定
- 2026年11月、「関連事業体ルール」「レアアース0.1%ルール」の延長期限
- 2026年11月 APEC首脳会議（深セン）、12月 G20サミット（マイアミ）

2026年5月14日
米中首脳会談（北京）



関連事業体ルール

米国商務省産業安全保障局（BIS）によるルール。従来のエンティティー・リスト（EL）等に掲載されている事業体だけでなく、これらリスト掲載事業体が50%以上所有する事業体も規制対象。孫会社等間接所有も対象となる。



中国産レアアース含有品目の輸出管理の域外適用

中国原産のレアアース品目の価値比率が、域外で製造された特定製品の総価値の0.1%以上に達するものは、再輸出規制の対象となる。閾値の基準が極めて低いことが特徴。

5 | グローバル・バリューチェーンで見ると、米中の存在感は大きい

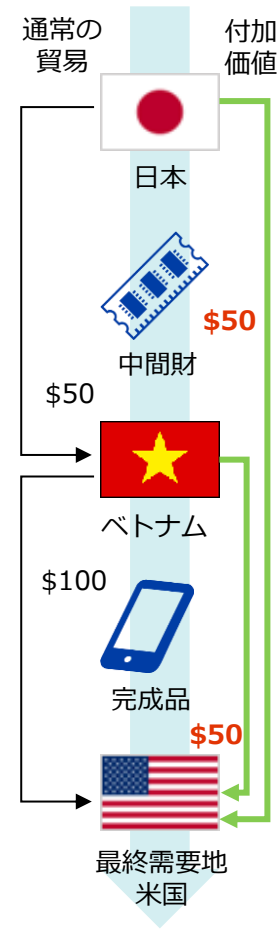
- 米中以外の第三国間貿易拡大・連携強化の議論はあるものの、グローバル・バリューチェーンで考えた場合、各国・地域は、米中から生み出される／米中で消費される付加価値と密接な関係がある。両国含む貿易や国際ビジネス枠組みが重要。

付加価値貿易 (TiVA) の世界フロー

(金額が500億ドル超は■■■■、400億ドル超は■■■■、300億ドル超は■■■、200億ドル超は■■、それ以下は無印)

▶最終需要地 ▼付加価値 の原産地	ロシア	インド	台湾	中国	韓国	インドネ	タイ	マレーシ	シンガ	ベトナム	日本	オース	英国	カナダ	メキシコ	米国	ブラジ	EU27	サウジア	長アラ	アラブ首
ロシア		I		■■■■												■■■		■■■■			
インド				■■■												■■■■		■■■■			
台湾				■■■■							I					■■■■		■■			
中国	■■■■	■■■■	■■■		■■■■	■■■■	■■■	I	I	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■	■■	
韓国				■■■■							I					■■■■		■■■■			
インドネシア		I		■■■■							I					■■		I			
タイ				■■												■■					
マレーシア				■■												I					
シンガポール		I		■■■■							I					■■■		■■			
ベトナム				■■												■■■■		I			
日本			I	■■■■	■■							■■■■				■■■■		■■■■			
オーストラリア		I		■■■■	I						■■■■					■■		■■			
英国				■■■												■■■■		■■■■			
カナダ				■■												■■■■		■■■			
メキシコ																■■■■		I			
米国	I	■■■■	■■	■■■■	■■■■				I		■■■■	■■	■■■■	■■■■	■■■■		■■■■	■■■■	I	I	
ブラジル				■■■■												■■■■		■■■			
EU27	■■■■	■■■■	■■	■■■■	■■■■	I	I		I		■■■■	■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■	
サウジアラビア		■■		■■■■							■■					■■■		■■■■			
アラブ首長国連邦		■■		■■■■							■■					I		■■			

付加価値貿易とは？
(イメージ)

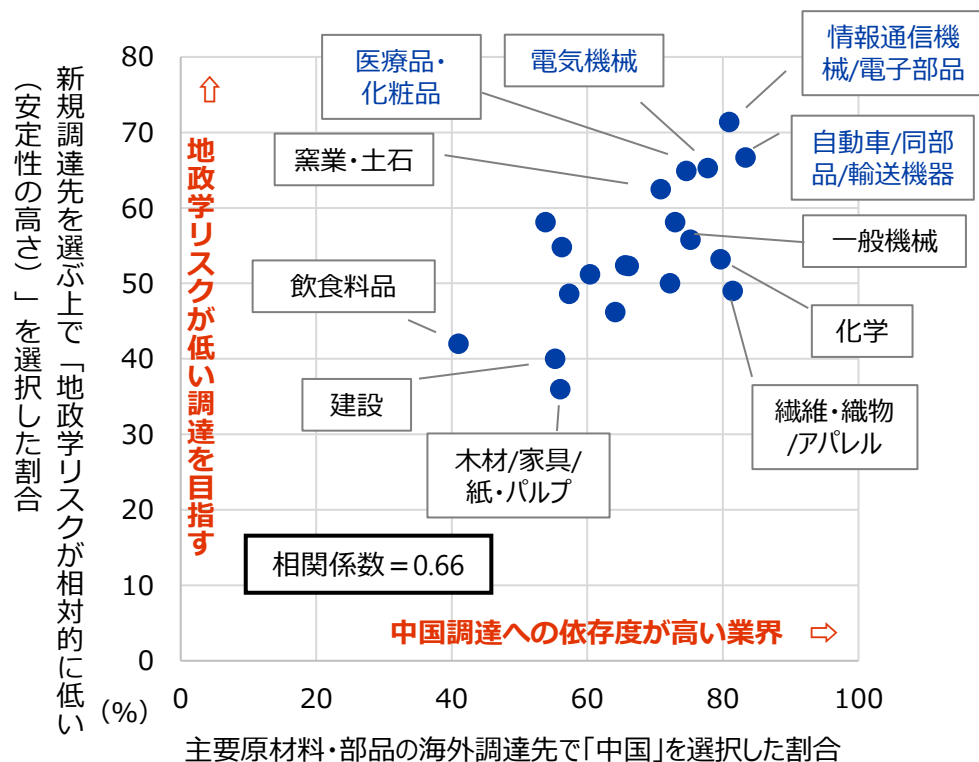


(注) 2022年時点。上側の国・地域名は最終需要地を指し、左側の国・地域名から各需要地に流れている付加価値額を示す。
(出所) 猪俣 (2023) を参考に、OECD「Trade in Value Added (TiVA) 2025 edition: Origin of value added in final demand」から作成
Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved. 9

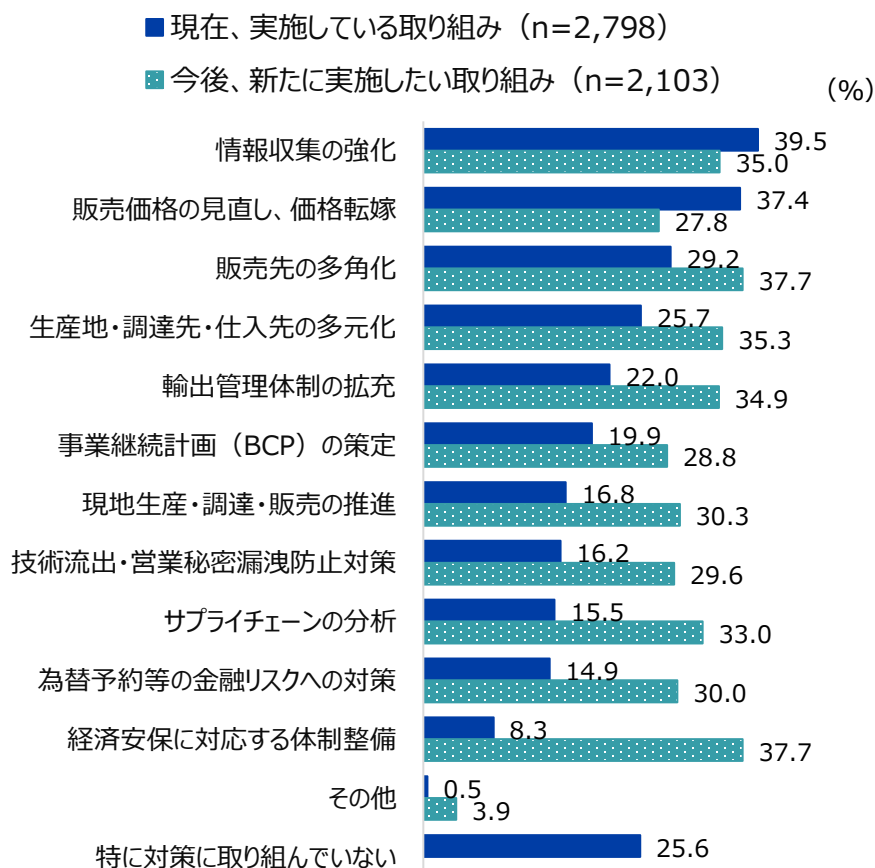
6 | 調達で地政学リスクの低さを求める業種も

- 主要原材料・部品を海外調達している企業において、**中国から調達している企業は多い**が、その割合が高い業種では、新規調達先を選ぶ上で「**地政学リスクの相対的な低さ**」を重視する割合が高い。
- 日本企業の地政学リスクや経済安全保障への対応状況において、「**情報収集の強化**」に取り組む企業が約4割。

中国から主要原材料を調達している企業の割合 ×
新規調達で「地政学リスクの低さ」を重視する企業の割合（業種別）



地政学リスクや経済安全保障への対応状況



（注）無回答を除く有効回答数15社以上の業種のみ。新規調達設問の有効回答数は1,102社（地政学リスクが調達に影響している・懸念があると回答した企業を対象）。海外調達先の設問は「主要原材料・部品・仕入品の海外調達はしていない」を選んだ企業を除く2,114社。（出所）ジェトロ本社アンケート調査（2025）

7 | 企業インテリジェンス：地政学リスクと経済安保への対応

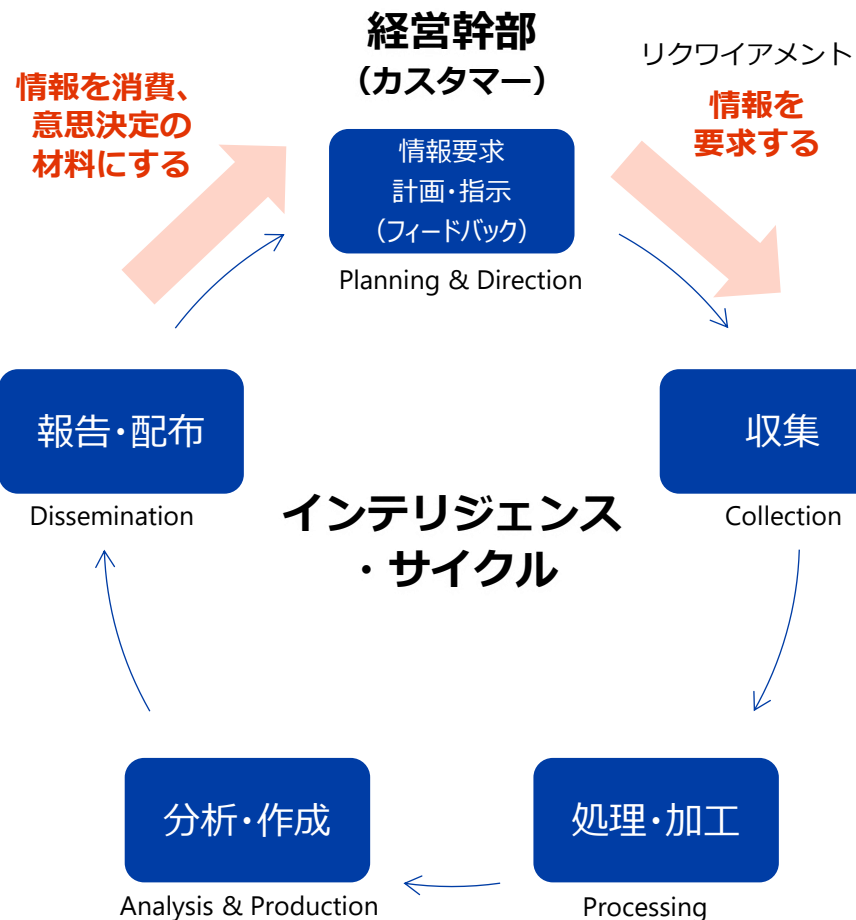
- 地政学リスク・経済安全保障担当を設置する企業も増えている。経営幹部からの情報要求も高まる傾向。
- 情報収集の方法にはいくつかあるものの、企業活動としては3つが中心。情報量が膨大になる昨今、情報の評価・取捨選択（情報源の信頼性、正確性の評価）、分析・解釈が重要となる。

企業の情報収集活動

- オシント：OSINT（Open-Source Intelligence）
- ヒューミント：HUMINT（Human Intelligence）
- コリント：COLLINT（Collective Intelligence）

企業の情報収集源

- 発信主体：政府・官公庁、マスメディア、シンクタンク、アカデミア、企業、NGO／NPO、個人
- 発信手段：書籍、雑誌、新聞、ウェブサイト、SNS、メールマガジン、ニュースアプリ、オンラインデータベース、YouTube
- その他収集手段：インタビュー、セミナー／会議



講演3：本日の内容

1. 地政学リスクと経済安保：増大する企業への影響
2. 自由貿易ネットワーク構築と分野別連携が進む

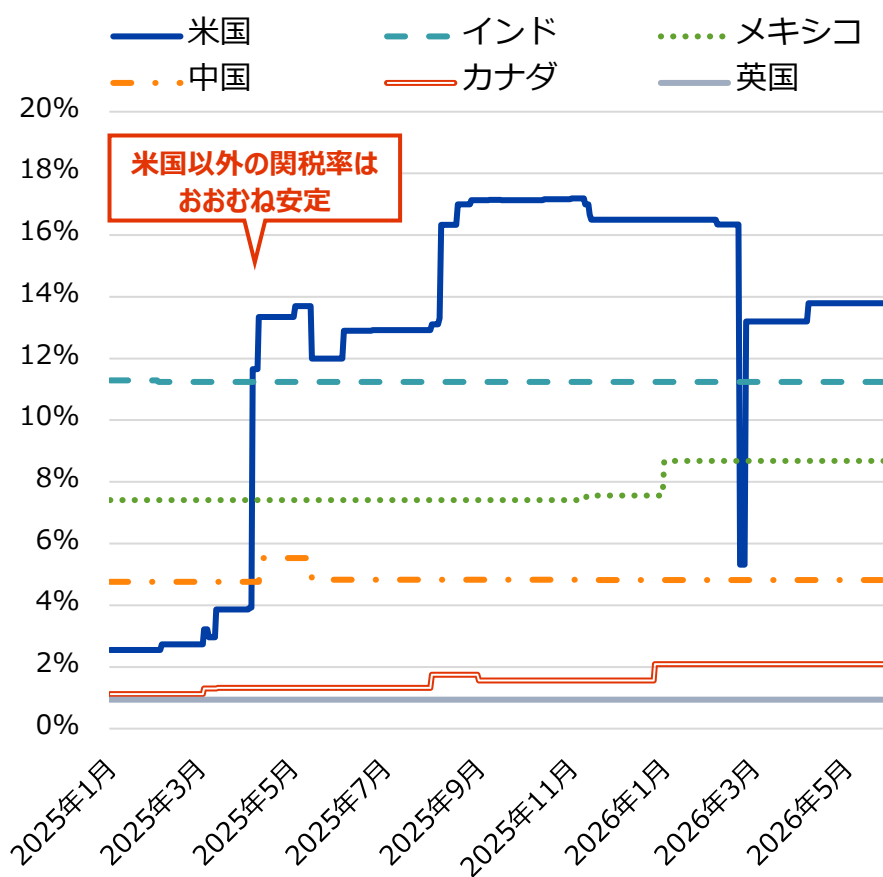
(参考) 主要国の通商政策

まとめ

1 | 踏みとどまる自由貿易体制、合意なく終焉したWTO・MC14

- 米国による関税引き上げに主要国は、米国とは二国間交渉しつつ、それ以外の国々とは、最恵国待遇（MFN）または特惠に基づく通常運転の貿易を継続した。全体的には関税率に大きな変更は生じておらず、おおむね安定している。
- 2026年3月のWTO第14回閣僚会議では、電子的送信に対し関税を賦課しない慣行継続ができず、WTO改革も進まず。

主要国の単純平均実行関税率推移（2025年～）



WTO第14回閣僚会議（MC14）での主な論点

対象	項目	MC14での動き・論点
全WTO加盟国	WTO改革	意思決定、貿易と開発、公平な競争条件、WTOの基本原則、加盟国の権利義務のバランス、紛争解決制度を議題に含む作業計画（一般理事会会ごとの進捗報告など）が提示されるも、合意ならず。
	電子的送信への関税不賦課	1998年以降、原則として（注）閣僚会議の度に更新してきた慣行。MC14では2030年末までの、従来より長期の延長を目指したが、少数の途上国が反対。
	漁業補助金	違法・無報告・無規制漁業につながる補助金の禁止などを規定した漁業補助金協定は、2025年9月に発効。過剰漁獲能力・過剰漁獲につながる補助金と資源管理措置に関する交渉が積み残しとなっている。
有志国（JSI）	投資円滑化協定	129カ国が参加し、投資の透明性や予見可能性の向上、手続きの簡素化・迅速化などを内容とする協定条文（2023年7月に合意済み）のWTO協定への取り込みを目指す。1カ国の反対により達成ならず。
	電子商取引協定	共同議長国が2024年7月に公表した、電子的送信に対する関税賦課の恒久的な禁止を含む協定条文に、紛争解決のための仲裁手続きに関する暫定取り決めを追加し、66カ国・地域で採択。

（注）閣僚会議が決裂した1999～2001年、2003～2004年を除く。

（出所）WTO、経済産業省資料から作成

（出所）WTO Tariff & Trade Data, Tariff actionsデータベースより作成

2 | 自由貿易協定：既存協定の更新や交渉再開が活発化

- ジェトロ調べによると、**世界の発効済みFTA件数は424件**（2026年7月1日時点）。2025年は14協定が新たに発効。
- 2025年はとりわけ**UAE**が包括的経済連携協定（CEPA）の締結に精力的。**インド**も新規協定の交渉開始を活発化。

2025年以降に発効したFTA等

年	月	協定名
25	1	中国・モルディブ FTA
		台湾・マーシャル諸島 経済協力協定
	4	アラブ首長国連邦（UAE）・コスタリカ CEPA
		UAE・モーリシャス CEPA
	5	ユーラシア経済連合（EAEU）・イラン FTA
		UAE・ヨルダン CEPA
		シンガポール・太平洋同盟 FTA
	6	UAE・セルビア CEPA
		UAE・ニュージーランド CEPA
	8	トルコ・カタール 貿易経済連携協定（TEPA）
		インド・欧州自由貿易連合（EFTA）TEPA
26	10	UAE・オーストラリア CEPA
		UAE・マレーシア CEPA
	11	UAE・チリ CEPA
	2	メルコスール・シンガポール FTA
		UAE・ベトナム CEPA
	4	中国・コンゴ共和国 EPA
		UAE・アゼルバイジャン CEPA
	5	EU・メルコスール パートナーシップ協定（EMPA）
		および暫定貿易協定（iTA）
	6	UAE・韓国 CEPA
		インド・オマーン CEPA

※部分発効。2月にパラグアイ、3月にウルグアイが発効。アルゼンチン、ブラジルは未発効。

2025年以降に新たに交渉を開始／再開した国・地域

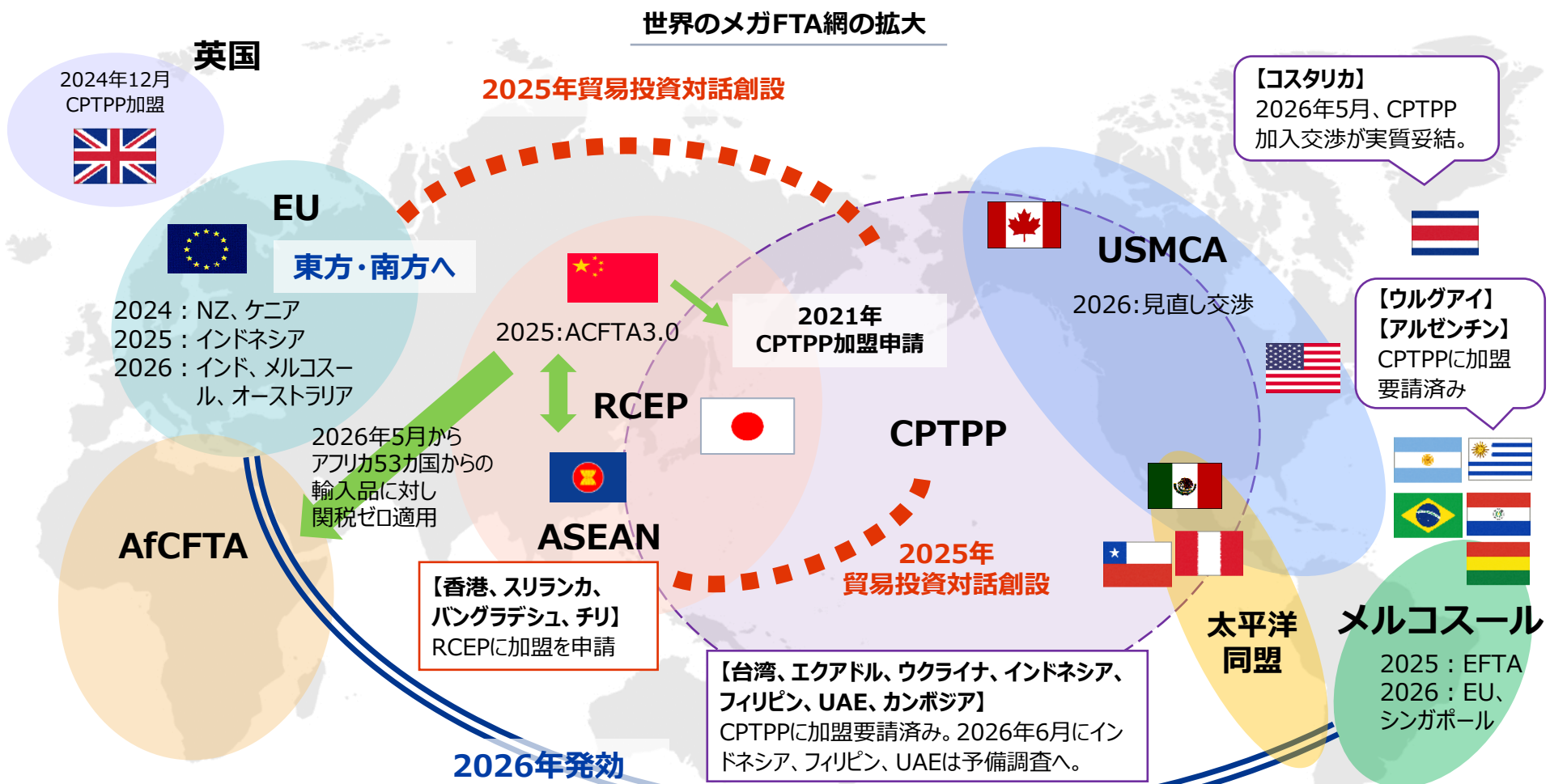
年	月	交渉国・地域
25	1	EU、マレーシア（※再開）
	2	インド、米国（BTA）
	5	EU、UAE
		インド、ニュージーランド（※再開）
		タイ、バングラデシュ
		チリ、フィリピン
	7	マレーシア、湾岸協力会議（GCC）
		インド、モルディブ
		メルコスール、カナダ（※再開）
	10	英国、グリーンランド（※再開）
		メルコスール、インドネシア
	11	インド、EAEU
		インド、イスラエル（※再開）
		カナダ、フィリピン
		カナダ、タイ
26	2	ペルー、UAE
		メルコスール、韓国（※再開）
		インド、GCC（※再開）
	3	インド、カナダ（※再開）

（注）①太字はUAE、青色太字はインドが関わる協定。②特惠協定・分野特化型協定（サービス協定など）は除く。右表は発効済みFTAを除く。

（出所）ジェトロ「世界のFTAデータベース」、WTO「RTA Database」から作成

3 | メガFTAの拡大と地域を超えた連携の動き

- **CPTPPや、EUの大型FTAネットワークがさらに拡大**。複数の枠組みが重なり合う構造へ。CPTPPには2025年にフィリピン、UAE、カンボジア、2026年にアルゼンチンが加盟申請。2026年6月、インドネシア、フィリピン、UAEの予備的議論開始。
- EUは2025年にCPTPPとの貿易投資対話を創設し、2026年5月にはメルコスールとのFTAが暫定発効。



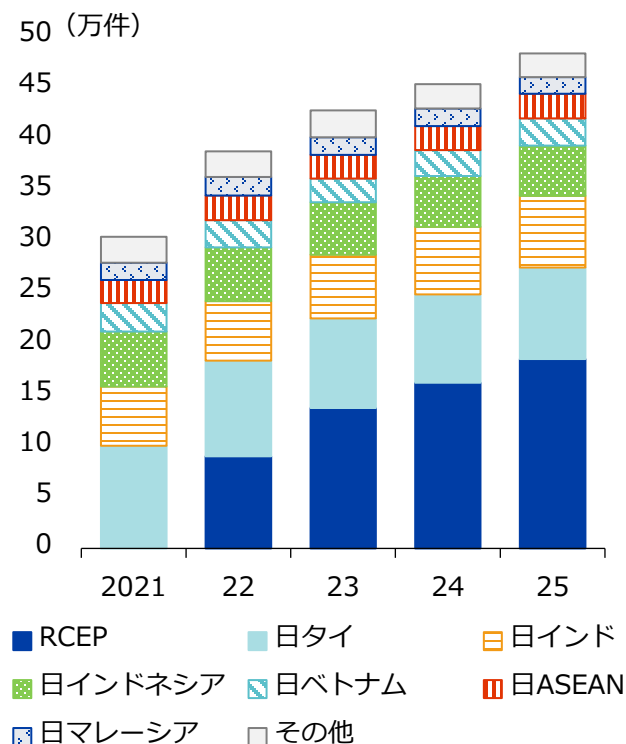
(注) 個別協定名は、発効・署名・妥結を含む。

(出所) 「世界のFTAデータベース」(ジェトロ)、内閣官房、経済産業省等から作成

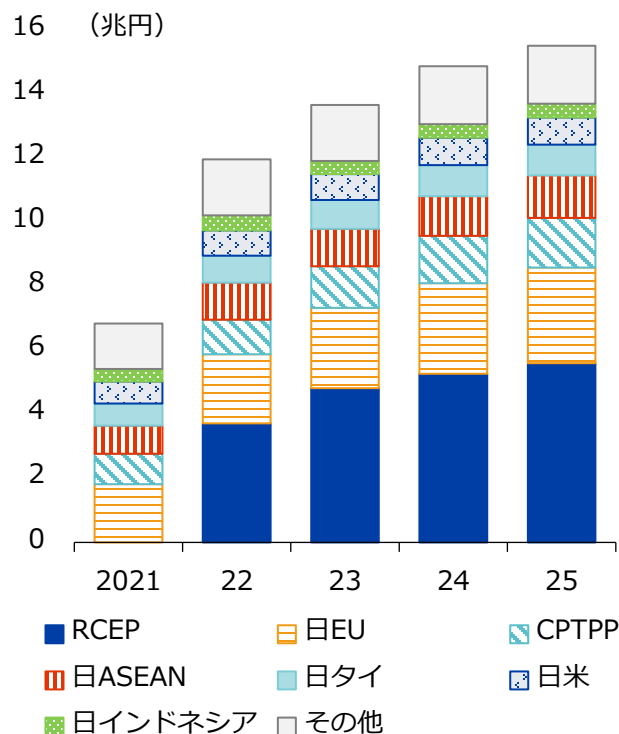
4 | 日本企業のFTA利用が拡大：自己申告も臆せず活用したい

- 2025年の特定原産地証明書の発給件数は**前年比6.6%増の48万3,200件**に増加し、過去最高を更新した。最も発給件数が多い原産地証明書はRCEP協定のもの。中国、韓国との貿易で利用できるため急速に活用進む。
- 2025年に日本のEPAを適用して輸入した実績額は、**前年比4.3%増の15兆5,100億円**となった。日EU・EPAやCPTPPといった自己申告制度をメインとした協定の活用が広がる。複数協定がある国では、CPTPPやRCEPの利用が拡大。

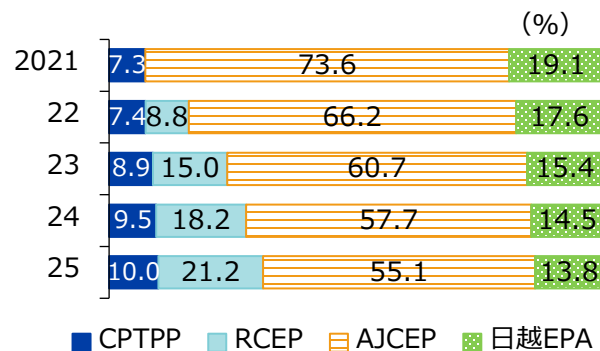
特定原産地証明書の発給件数【輸出】
(協定別、2021～25)



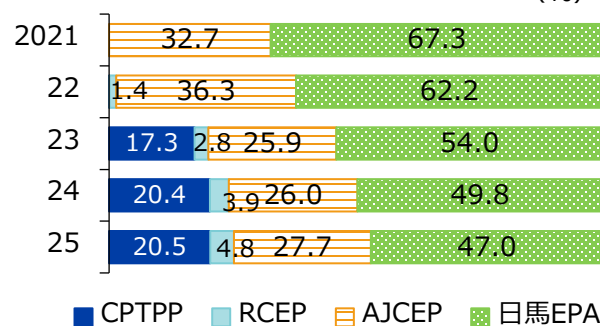
日本：EPAを適用した輸入額
(協定別、2021～25)



日本：EPAを適用した輸入額
【ベトナムからの輸入】



【マレーシアからの輸入】 (%)



(注) 日本商工会議所による発給件数に限る。

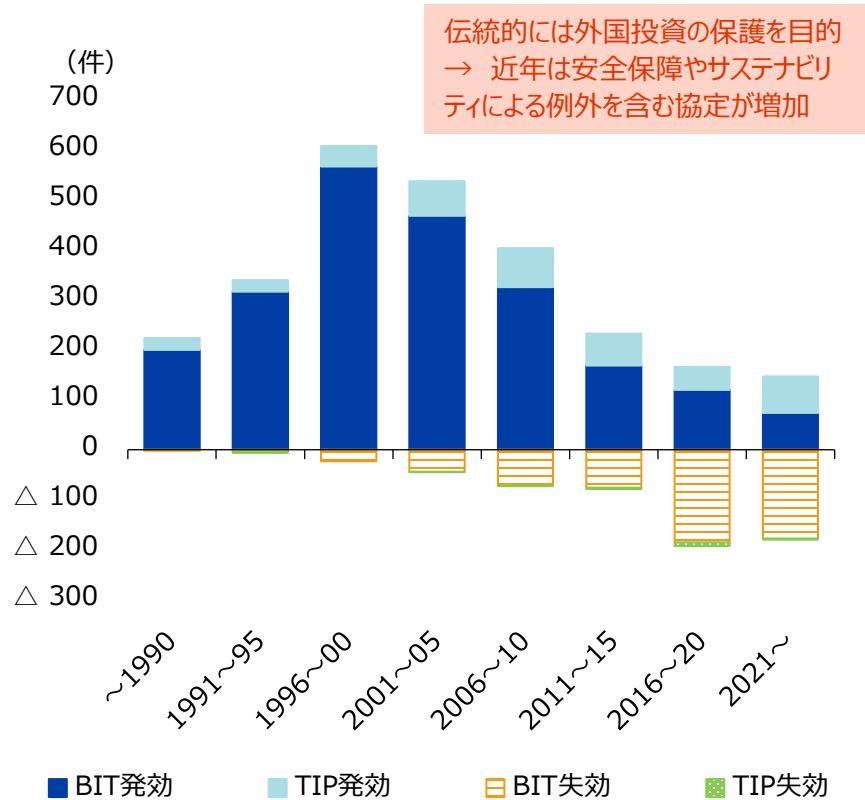
(出所) 経済産業省「第一種特定原産地証明書の発給状況」から作成

(出所) 税関「経済連携協定別時系列表」から作成

5 | 変化する投資協定の性質、進む見直しと失効

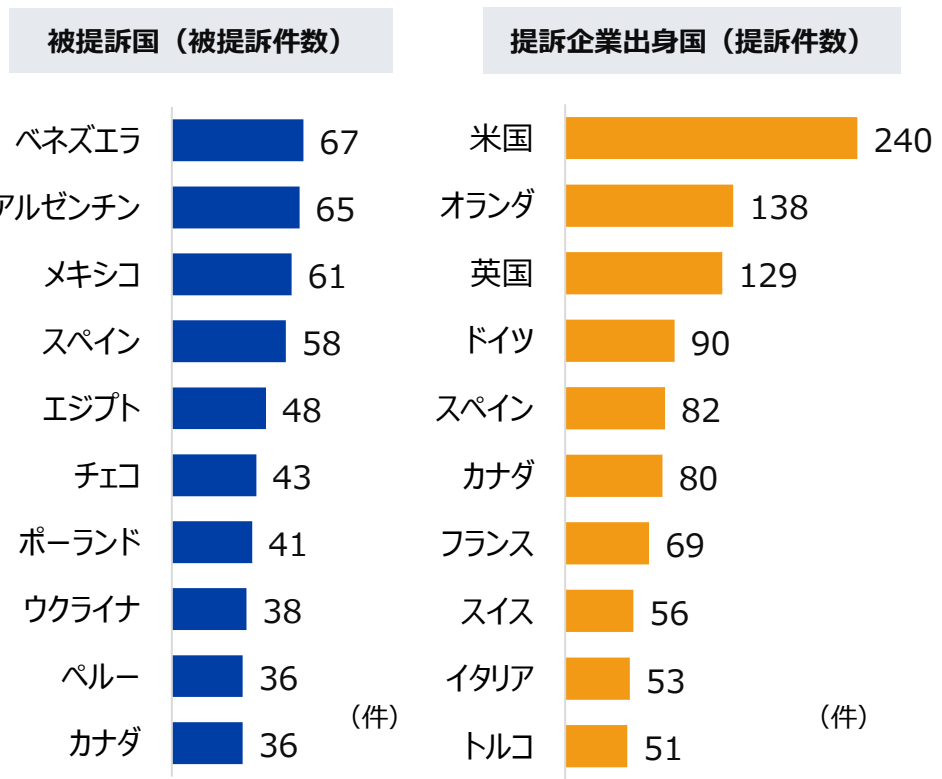
- 二国間投資協定（BITs）、および FTAなど投資関連条項を有する複数国間条約（TIPs）からなる発効済み（失効したものを除く）の投資協定は**2026年5月末時点で2,661件**。近年、新規発効を失効がやや上回るペースで推移。
- 投資協定に基づく投資家対国家紛争解決（ISDS）事案は1,463件（UNCTAD）では、提訴企業出身国は先進国が81%を占める。産業別では、**鉱物資源に関する投資家対国家紛争が増加している**。

年代別投資協定発効／失効件数推移



（注）BITは二国間投資協定、TIPはFTAなど投資関連条項を有する複数国間条約
（出所）UNCTAD IIA Navigatorから作成

投資家対国家紛争解決（ISDS）
提訴件数上位国（被提訴国、提訴企業出身国）

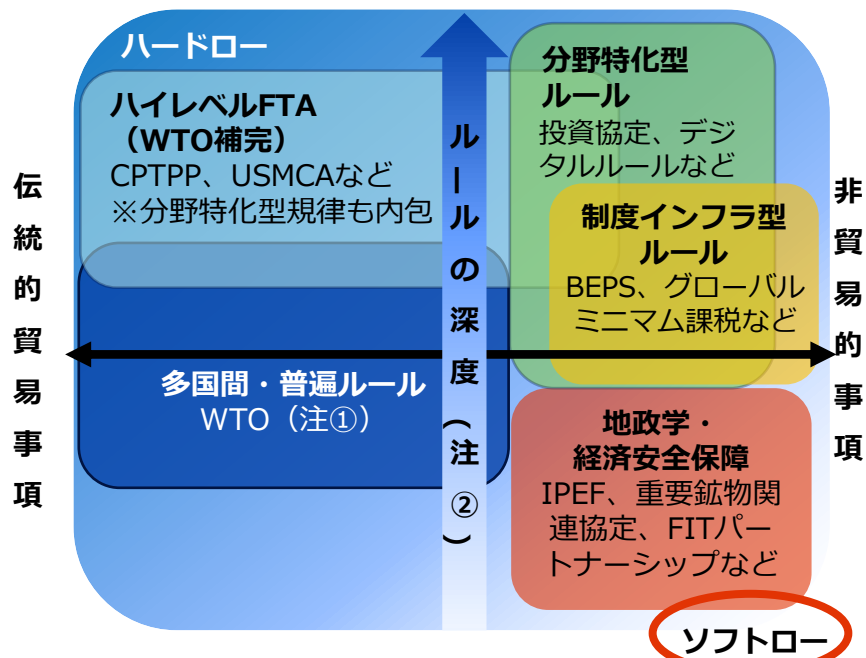


（出所）UNCTAD ISDS Navigatorから作成

6 | 多層化する国際経済秩序と分野別ルール形成

- 世界の国際経済秩序は、**多層化・分野別化**が加速。経済安保やデジタル化を背景に、重要鉱物やデジタル分野で機動的かつ国際協力重視の枠組みが拡大し、**ソフトローや国内規制も含め企業行動にあらゆる影響**を及ぼしている。
- 資源・重要鉱物を巡り、**同志国との協力覚書やパートナーシップ**が増加。UNCTADによれば、こうした枠組みの8割が2022年以降に成立。価値原則を定める多国間での枠組みに加え、案件形成を支援する協力枠組みも進展する。

国際経済秩序における各枠組みの位置付け



(注) ①紛争解決の規範密度は高いものの、適用範囲は原則として伝統的貿易事項（関税や輸出入規制など、主にモノの貿易に関する基本的なルール）に限定されるものと整理した。②「ルールの深度」は、規律の範囲や内容、法的拘束力の有無、規定の具体性および紛争解決手続の適用等を総合的に捉えた概念とした。

(出所) 経済産業省「不公正貿易報告書」各年版および各種資料から作成

主要国・地域による重要鉱物協力枠組み

類型	枠組み	形成時期	参加主体
原則（多国間）	鉱物安全保障パートナーシップ（MSP）	2022年6月発足	G7（含EU）、豪州、ノルウェー、インド、韓国等15主体
	パックス・シリカ	2025年12月発足	米国、EU、英国、日本、韓国、インド、UAE等24主体
協力枠組み（多国間）	MSPフォーラム	2024年4月設立	MSP参加国・地域
	資源の戦略地政学的関与に関するフォーラム（FORGE）	2026年2月設立	米国、日本、EU、豪州、カナダ等55カ国・地域
協力枠組み（二国間）	日米重要鉱物サプライチェーン強化協定	2023年3月署名・発効	日本、米国
個別協力	二国間重要鉱物協力枠組み（米国）	2024年以降加速	米国×タイ、マレーシア、ペルー、UAE等
	戦略的原材料パートナーシップ（EU）	2021年以降順次	EU×アルゼンチン、チリ、カザフスタン、ナミビア等
	二国間MoU（日本）	2010年代以降、2023年頃～加速	日本×インドネシア、アフリカ諸国

(注) 各枠組みの形成時期は公表資料に基づく。EUの戦略的原材料パートナーシップは、第三国との覚書の累積として整理。

(出所) 米商務省、欧州委員会、経済産業省などから作成

7 | 成熟するデジタル社会の国際ルール、特化型協定も進展

- 急速なデジタル化を背景に関連ルールの整備が求められる中、技術安全・社会基盤系の分野では多くの地域で法整備が進む半面、消費者保護やデジタル取引の間接課税などでは、整備状況に地域差がある。
- FTAに含まれる電子商取引章を超え、データ流通やシステムの総合運用などを中核に据えた分野特化型協定も増加。自由化志向（CPTPP）、段階的統合（ASEAN）、規制と主権の確保を重視するアプローチ（EU）などが併存。

デジタル関連法規の地域別整備状況（2026年2月時点）

(単位：%)

分野	世界	先進国	アジア 大洋州	中南米	アフリカ
電子取引法制	90.3	98.1	91.1	97.0	77.8
消費者保護	61.5	80.8	60.7	60.6	44.4
データ保護・プライバシー	79.5	98.1	60.7	87.9	75.9
サイバー犯罪	89.7	98.1	83.9	93.9	85.2
デジタル取引への間接課税	50.3	82.7	44.6	42.4	29.6

（注）①地域定義は原則としてUNCTADに従う。アジア大洋州のみ、先進国および中南米・アフリカの新興・途上国を除き算出。②法規「制定中」は含まない。③色が濃いほど、当該分野で法整備がなされた国・地域の割合が高いことを示す。
（出所）UNCTAD “Global Cyberlaw Tracker”から作成

デジタル特化型協定の発効状況（2026年6月時点）

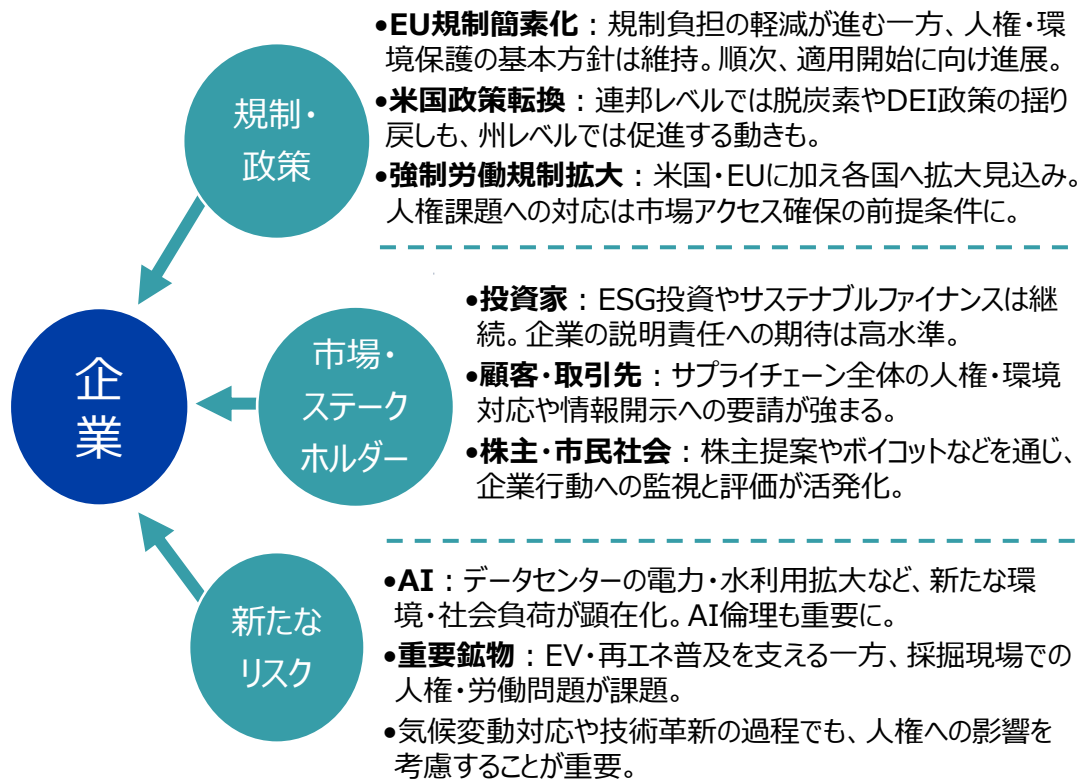
段階	協定名	年	特徴
発効	シンガポール・オーストラリアデジタル経済協定	2020年	データ流通やデジタル貿易に関する先進ルールを規定
	デジタル経済パートナーシップ協定(DEPA) (注①)	2021年	16のテーマ別条項群で構成。AI含めCPTPPプラスの先進的規定も
	英国・シンガポールデジタル経済協定	2022年	DEPA + 法務技術の協力なども
	韓国・シンガポールデジタルパートナーシップ協定	2023年	デジタルシステム間の相互運用や標準整合を推進
	英国・ウクライナデジタル貿易協定	2024年	利用者保護とデータ活用の両立を重視
署名	EU・シンガポールデジタル貿易協定	2026年	EU初の単独デジタル協定。データ流通や貿易円滑化を促進
	EFTA・シンガポールデジタル経済協定 (注②)	2025年	越境データ流通や相互運用性を促進
	EU・韓国デジタル貿易協定	2026年	越境データ流通やプライバシー・個人情報保護など既存FTAを補。
交渉 妥結	ASEANデジタル経済枠組み協定 (DEFA)	2026年	ASEANのデジタル市場統合と包括的成長を目指す

（注）①チリ、ニュージーランド、シンガポールが原加盟国。②ノルウェー・シンガポール間は2026年3月発効。
（出所）JETRO「世界のFTAデータベース」、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）、各国・地域政府発表などから作成

8 | 政策環境は変化も、企業へのサステナビリティ対応要請は継続

- EU・米国ではサステナビリティ関連規制・政策の再調整が進む一方、強制労働製品に関する輸入規制の拡大や投資家・顧客・株主などからの要請は継続しており、**企業に求められる責任はむしろ高まっている**。
- 日本企業も省エネルギー対策、包装材の削減・リサイクル、労働安全衛生の向上などを中心にサステナビリティ対応が進む。**中小企業では、人権方針の策定や人権デューディリジェンスの実施が特に課題**。

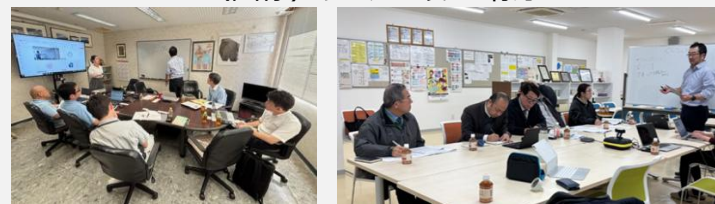
2025年以降の企業を取り巻くサステナビリティの潮流



人権尊重の取り組みを進める日本の中堅・中小企業

- ・人権に関する顧客からの要請はサプライチェーンの広範囲に波及。一歩ずつ取り組みを進める企業も。
- ・2025年7月から2026年2月にかけて、ジェトロは中堅・中小企業の人権の取り組み支援のため、専門家との伴走型ワークショップを実施。全国から5社の中堅・中小企業が参加。
- ・ワークショップでは人権方針の策定やステークホルダーエンゲージメントなどに取り組んだ。

(画像) ワークショップの様子



(表) ワークショップ参加の5社と事業内容

企業	事業内容
ヤマグチマイカ（愛知県）	天然鉱物マイカを原料とするパウダーの製造・販売
海外貨物検査（東京都）	貨物の検査・分析・認証
岐阜プラスチック工業（岐阜県）	プラスチック製品などの製造販売
ヒロハマ（東京都）	金属製缶パーツの製造
山口油屋福太郎（福岡県）	食品製造・販売、卸売、飲食事業

講演3：本日の内容

1. 地政学リスクと経済安保：増大する企業への影響
2. 自由貿易ネットワーク構築と分野別連携が進む

(参考) 主要国・地域の通商政策

まとめ

1 | 米国の通商政策の注目点

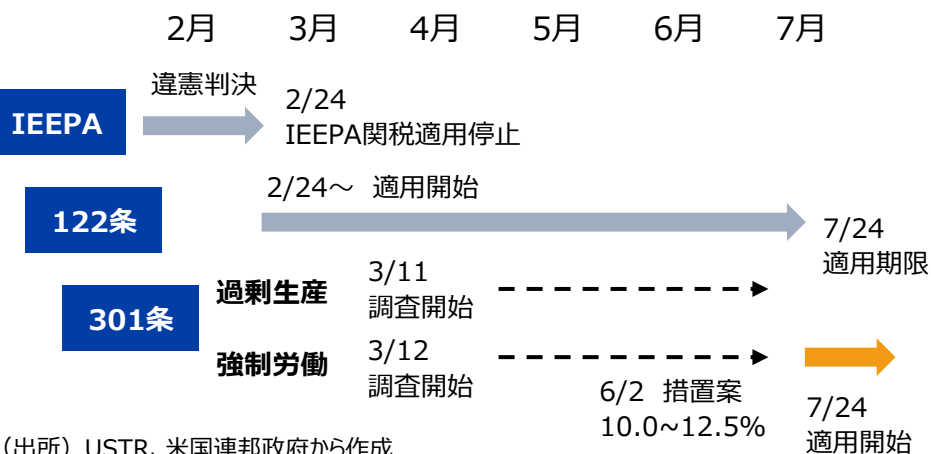
- USTRは2026年の通商政策課題の重点6点を挙げる。**IEEPAは違憲判決で停止されたが、122条、301条が控える。**
- **米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）は見直し期限**を迎えたが、米国がカナダ、メキシコに不満を抱え、暗礁に。

2026年3月 米国通商代表部（USTR）発表 「2026年の通商政策課題と2025年の年次報告」

重点項目

- 相互貿易協定（ART）の継続
- 通商協定および米国通商法の厳格な執行
- 重要鉱物・重要分野のサプライチェーン確保
- **USMCAの見直し** →
- 対中貿易の管理
- 国際フォーラムでの米国利益の促進

米国：主要な関税の流れ（2026年）



暗礁に乗り上げるUSMCA共同見直し 米国が解決を求める課題

	内容
カナダ・メキシコ共通の課題	● 非自動車工業製品の原産地規則の強化 ● 関税、輸出管理、投資審査に関する経済安全保障政策での連携強化 ● 規制や価格差の結果として生じる、米国からメキシコやカナダへの生産拠点の移転を処罰・抑制するための仕組み構築 ● 域内における重要鉱物・派生製品の採掘・加工・リサイクル・再利用・製造を促進する「重要鉱物マーケットプレイス」の構築 ● 強制労働製品の輸入禁止措置の実施改善
カナダに対する課題	● オンラインストリーミング法およびオンラインニュース法が米国のデジタルサービス・プロバイダーに与える影響 ● 各州政府が実施する米国産アルコール飲料の流通禁止措置 ● オンタリオ州、ケベック州等における差別的な調達措置 ● 米国製品の輸入に係る複雑な通関手続き ほか
メキシコに対する課題	● 第三国で生産された部材・原材料の使用を促し、USMCAの特恵を使って米国のサプライチェーンを侵食する政策 ● 労働法・環境法執行の改善 ● メキシコのエネルギー政策・慣行 ほか

(出所) グリアUSTR代表による2025年12月の
議会報告の冒頭証言

2 | 中国の通商政策の注目点

- 2026年の中国の経済運営の方向性は、**内需主導による強大な国内市場の整備と対外開放・多分野協力の推進**など。
- 非関税措置が交渉カード、安全保障政策としての性格を帯びる傾向に。中国が持つ、レアアース等の戦略的不可欠性を利用。

中国の2026年の経済運営の方向性 (2025年12月、中央経済工作会议)

重点政策

具体的には…

政府の年間の政策方針「政府活動報告」 (2026年3月、全国人民代表大会で採択)

- **ハイレベルの対外開放をさらに拡大する**
 - 付加価値通信、バイオテクノロジー、外資系独資病院などで試験的開放
 - 越境サービス貿易ネガティブリストの縮小
 - デジタル分野の秩序ある開放
 - デジタル経済パートナーシップ協定（DEPA）、CPTPP加入交渉の推進
- **強大な国内市場の整備**（内需底上げ、『全国統一大市場』）

基本方針：「高水準の対外開放拡大」「対外貿易・外資の安定化」を継承
⇔ **国内市場強化、産業高度化、安全保障能力向上、対外ルール形成関与**

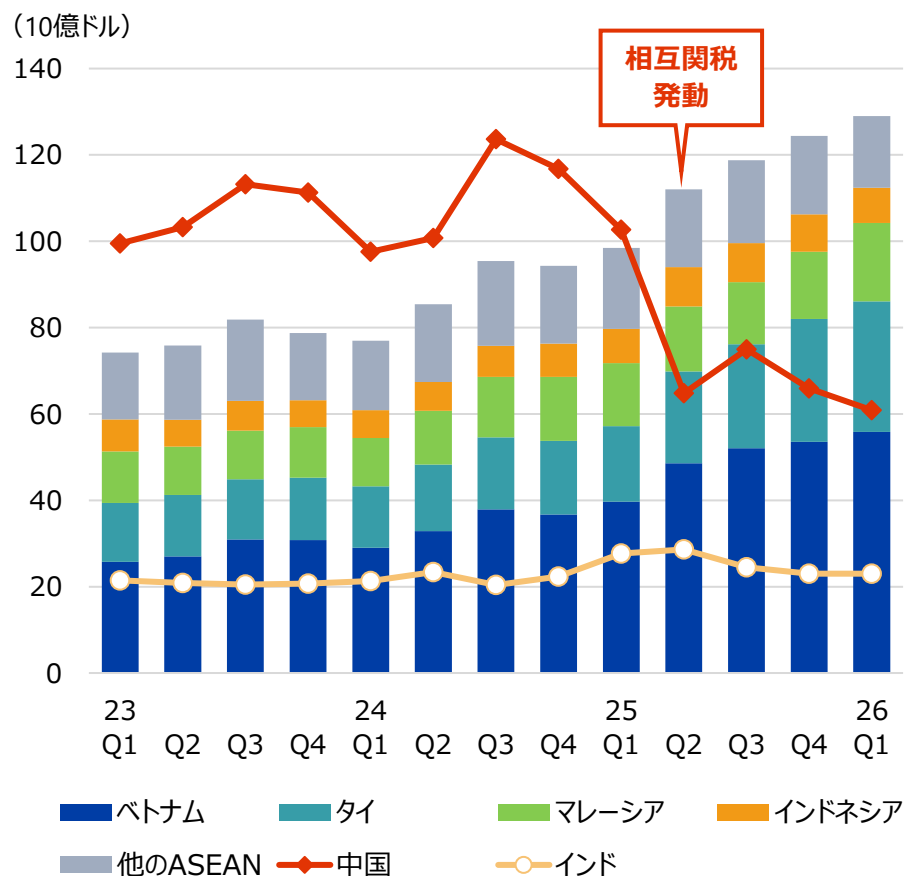
2025年に中国が実施した関税以外の措置（主なもの）

項目	内容
輸出管理	[2月] タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウムの関連品目を輸出管理対象に追加 [4月] サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム等のレアアース7種の関連品目を輸出管理対象品目に追加 [10月] 一部レアアース品目・関連技術について中国国外における再輸出規制措置、レアアース関連技術／超硬材料関連品目／レアアース関連設備および原材料・補助材料に一部の中・重希土関連品目／リチウム電池関連品目・技術、人造黒鉛負極材料関連品目・技術の輸出規制（米中合意により25年11月10日から1年間停止）
信頼できないエンティティ・リスト	[2月] 米アパレル大手PVH（カルバンクライン）、米バイオ企業イルミナ [3月] 米国企業10社 [4月] 米国企業11社+6社 [9月] 米国企業3社 [10月] 米国やカナダ企業14社 （中国との貿易や対中新規投資の禁止ほか）
反制裁リスト	[12月] 米国企業20社と個人10人に反外国制裁法を適用。対象企業20社の中国国内資産凍結、中国国内での取引・協力などを禁止。
独占禁止法	2月にグーグル、4月にデュポン中国現地法人に対して独占禁止法違反の疑いで調査を開始。
検疫措置等	[3月] 米国産原木の輸入停止（害虫検出）、米農協CHSなど3社からの大豆輸入停止（麦角菌等の検出） [4月] 米国C&D社からの米国産ソルガム輸入停止（基準値を超えるカビを検出）、米国3社からの米国産鶏骨粉輸入停止（サルモネラ菌を検出）

3 ASEAN・インドの通商政策の注目点

- 相互関税発動後も、米国の対ASEAN輸入は拡大（ベトナム、タイ）。対中輸入の減少傾向とは対照的になっている。
- 「メイク・イン・インディア」を推し進めるインドは、強制認証等の保護主義的措置に緩和がみられる。FTA交渉も活発化。

米国のASEANからの輸入推移（四半期毎）

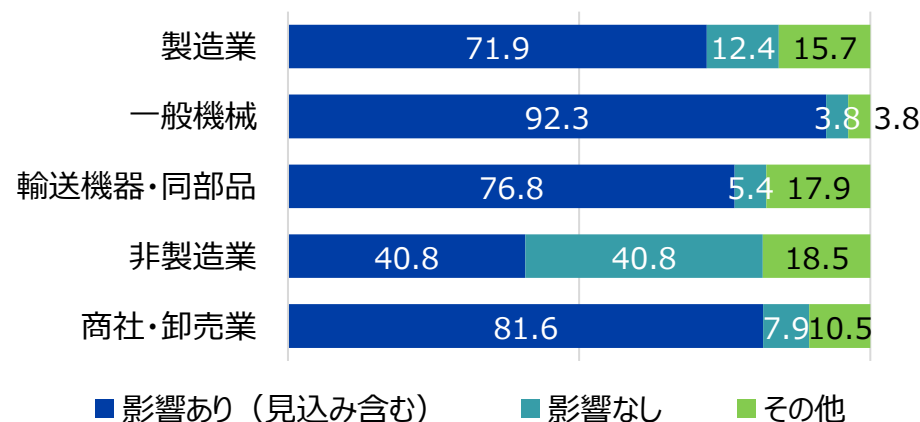


インド：貿易・投資上の主な論点



- インド標準規格局（BIS）による「**BIS強制認証制度**」
➡ コンプライアンス負担が大きく、**緩和の動き**
- インドと国境を接する国（中国等）からの投資管理
➡ 2026年3月に一部緩和（**中印関係の改善**）
- FTA交渉を活性化（26年に**EU印FTA**が妥結、**英印FTA**が発効、**カナダとの関係が改善**し交渉再開ほか）
- FTA利用時の「カロタル2020」（原産性証明の厳格化）

BIS強制認証制度による自社事業への影響



(注) 他のASEANは、東ティモールを除く。
(出所) Global Trade Atlasから作成

(注) 有効回答数は製造業128社、非製造業64社。
(出所) 地域・分析レポート「BIS強制認証に直面するインド日系企業」

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.
ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

4 | EUの通商政策の注目点

- EUは「競争力強化」の下、保護主義的傾向を強める。2026年3月に欧州委はグリーン産業のEU域内製造を促す産業加速法案（IAA）を提案。同法案の支援策やEUの公共調達において「**域内原産**」であることを要件に含める。
- **方向性を共有する国・地域とのFTAを加速**している。長らく交渉が停滞していたメルコスールやインドとのFTAが発効・妥結。

産業競争力に関する主なEU政策（2025年以降）

政策の通称	概要
競争力コンパス 2025年1月	①米中とのイノベーション格差の是正、②脱炭素化と競争力強化の両立、③過剰な域外依存の軽減と安全保障の強化の3領域における規制の簡略化や産業支援を掲げる。
グリーン産業 ディール 2025年2月	①手頃なエネルギー、②グリーン市場の創出、③資金調達、④循環型経済・重要原材料へのアクセス、⑤グローバル市場とパートナーシップ、⑥人的資本の6本柱で、技術中立の原則に基づきエネルギー多消費産業とクリーンテックを支援。
気候・エネルギー に関するEUグロ ーバルヴィジョン 2025年10月	グリーン産業ディールの対外戦略の位置付け。新たに「欧州対外グリーン移行ビジネス評議会」を立ち上げ、パートナー国における投資の優先順位付けや調整を行う。
リソースEU 2025年12月	一次および二次重要原材料の域内生産の拡大と、サプライチェーンの強靱化や多角化を目指す。レアアース磁石、バッテリー原材料、防衛関連原材料を主な支援対象とする。
産業加速法(案) 2026年3月	鋼材、コンクリート、アルミニウム、ネットゼロ技術、電気自動車を対象に、 公共調達や財政支援に「EU域内産」や「低炭素」の一定比率要件を提案。
行程表「1つの欧 州、1つの市場」 2026年5月	①規制の簡素化、②単一市場の統合深化、③強靱性の高い貿易の推進、④エネルギー価格の低減と脱炭素化、⑤デジタル化とAI変革を柱に、立法・政策の行程表を示す。

EUの主要なFTA動向（2025年以降）

FTA	特徴
EU・メルコスール 2026年5月 暫定適用	双方の貿易額の9割以上に対する関税を段階的に撤廃。主要な農産品について関税割当数量枠を設け、セーフガード条項を導入。
EU・インドネシア 2025年9月 交渉妥結	タリフラインベースで双方98%の関税を撤廃、EU側は90.4%を即時撤廃。デジタル貿易章や国有企業章などに特徴。
EU・インド 2026年1月 交渉妥結	インドはEUに対し輸出額の97.5%（品目ベースで92.1%）、EUはインドに対し同99.5%（97%）において優遇アクセス。鉄鋼について、関税割当でインドをFTA交渉合意国として同国産品を優遇する方針。
EU・オーストラリア 2026年3月 交渉妥結	EUの輸出品に課される関税の99%、オーストラリアの輸出品の98%が無関税となる。オーストラリア産重要原材料の関税引き下げなど盛り込まれる。
EU・メキシコ 2026年5月 現代化協定 署名	農産品など関税削減対象品目を拡大、電子商取引ほかサービス貿易に関するルール、腐敗防止やサステナビリティへの配慮、地方政府レベルへの政府調達開放。EUの対外インフラ支援戦略の推進。

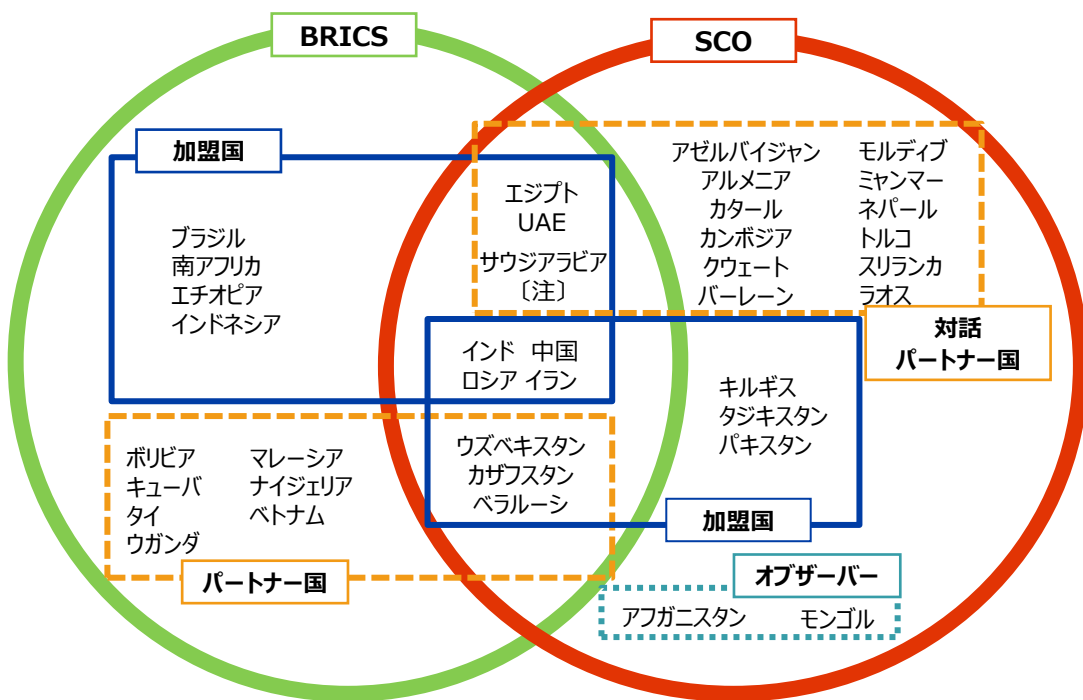
（出所）欧州委員会、ジェトロビジネス短信から作成

（出所）欧州委員会、欧州理事会資料から作成

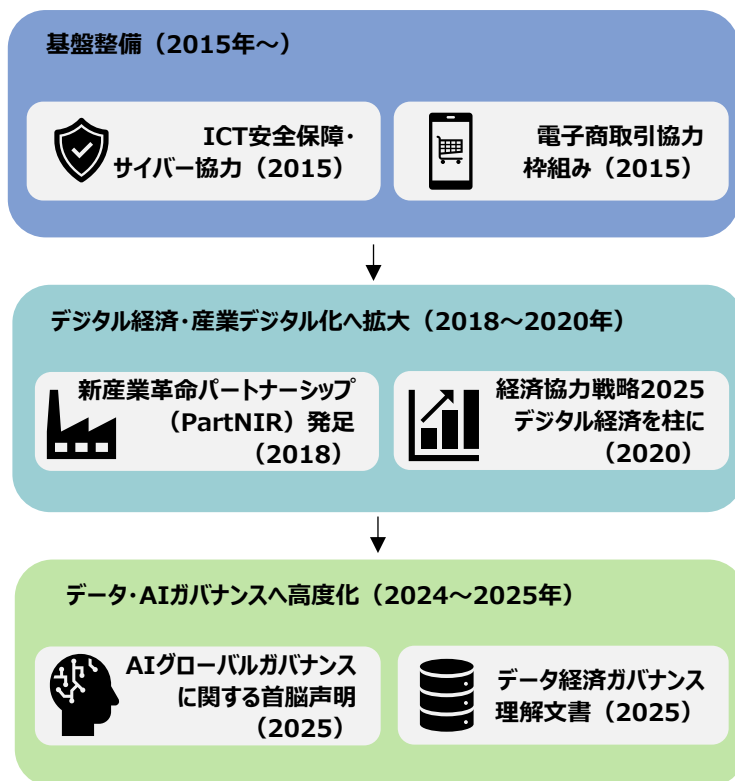
5 | 新興国ブロック（BRICS・上海協力機構）の動向

- BRICSと上海協力機構（SCO）は、構成国の拡大を通じて、グローバルサウスを代表する枠組みとして国際的な存在感を高めてきた。多様な立場の参加国が増加していることから、**合意形成が課題**となっているとみられる。
- BRICSのデジタル協力は、当初のICT安全保障・電子商取引から、産業デジタル化、さらにデータ・AIガバナンスへと対象を拡大している。AIガバナンスでは先進国主導のAIルール形成をけん制し、**国連中心主義を強調**。

BRICSと上海協力機構（SCO）の構成国・地域図



BRICSのデジタル・データ・AI関連の主要枠組み



〔注〕サウジアラビアは、BRICS公式サイト上では加盟国扱いだが、正式加盟は未確定。
 〔出所〕（両図とも）BRICS・SCO公式サイトおよび各種報道から作成

2026年版「ジェトロ世界貿易投資報告」第3章のまとめ

1 地政学リスクと経済安保：増大する企業への影響

- 中東情勢など地政学リスクに関わる事案が多数勃発。米中対立は一時小康状態も、貿易・投資を阻害する措置は増大の一途をたどる。
- 企業のリスク管理、コンプライアンス遵守にかかる負担が増大し、対応に追われる状態に。経済安全保障等で変化する通商政策・ビジネス環境下における、迅速な情報収集と対応に向けた体制整備を。
- 調達・販売両面で多元化の努力は必要であるものの、グローバル・バリューチェーン上では米中を除いたビジネスは困難。両国リスクを踏まえた上での事業戦略が必要となってくる。

2 自由貿易ネットワーク構築と分野別連携

- 調達の多元化・新規受注機会の獲得に向け、連携深まる同志国の枠組みや、新規FTAネットワークの積極活用が考えられる。インドやUAEのFTA交渉の活発化や、停滞していた大型FTAの交渉再開・妥結が進んでいる。
- 分野別の連携枠組みも増えている。重要鉱物、デジタル、サステナビリティなどの最新のトレンドを抑えておくことで、リスク低減のみならず、商機獲得につながる可能性あり。

(参考) 主要国・地域の通商政策

- 米国：301条関税、USMCA見直し、輸出管理
- 中国：内需・国内市場の回復、輸出管理等の関税以外の措置

2026年版「ジェトロ世界貿易投資報告」 ウェビナー

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 国際経済課



03-3582-5177



ori@jetro.go.jp



〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

■ ご注意

【注】単位未満を含むため、末尾が合わない場合があります。特記しない限り、本資料の記述は2026年6月末時点のものになります。

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。